

広報かどま 7（2025）年 2 月号

海産物の送りつけにご注意ください。

（相談）海産物業者から「以前購入してもらった方に案内している」と電話があった。しかし、この事業者から購入した覚えはない。冷蔵庫も一杯なので結構ですと何度も断ったが、明日発送すると一方的に言われ電話が切れた。事業者名も連絡先も分からない。届いたらどうしたらいいか。

（解説）電話で断ったにもかかわらず、一方的に代引きで商品が届いた場合には宅配業者に事情を説明し、送り主（事業者）の名称や所在地をメモしてから、受け取り拒否を申し出ましょう。事業者から電話で勧誘を受けて契約してしまった場合は契約書を受け取った日から数えて 8 日以内であればクーリング・オフすることができます。勧誘の電話があれば、家族に電話があったことを伝えておき、誤って代引きで配達を受け取ってしまうことがないようにしましょう。

問合先

門真市消費生活センター

06－6902－7249